

令和5年度

監査報告書Ⅱ

(財政援助団体等監査)

飯田市監査委員

5 飯監第22号の11  
令和5年11月15日

飯田市長 佐藤 健 様  
飯田市議会議長 熊谷 泰人 様  
飯田市教育長 熊谷 邦千加 様

飯田市監査委員 戸崎 博  
飯田市監査委員 吉田 賢二  
飯田市監査委員 原 和世

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定及び飯田市監査基準に準拠し報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

## 第2 監査の対象及び期日

### 1 予備監査（伝票等検査）

監査期日	監査対象	実施場所
9月12日	株式会社 R e t h i n k、飯田市立動物園、公益財団法人 飯田市スポーツ協会、飯田市総合運動場、飯田勤労者体育センター、飯田市勤労者青少年ホーム	現 地

### 2 面接監査

監査期日	監査実施部署等	実施場所
9月26日	維持管理課、株式会社 R e t h i n k、生涯学習・スポーツ課、公益財団法人 飯田市スポーツ協会	監査室

## 第3 監査の着眼点

以下の事項を着眼点として監査を実施した。

### (1) 基本方針

飯田市が財政援助、出資、指定管理を行っている団体等について、出納その他の事務が目的どおり、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを検証するとともに、必要な指導等に心がけ、もって市行政の法規性、経済性、効率性及び有効性の保障を期するものとする。

### (2) 予備監査の視点

- ① 定款、規約その他事業の概要を記した書類、組織図等の確認
- ② 事業計画書、予算書等の確認
- ③ 決算書、財務諸表等及び監事の監査報告書の確認
- ④ 会計帳票、財産台帳及び預金通帳の確認
- ⑤ 収入及び支払い証憑書類の確認
- ⑥ 会計及び庶務等に関する諸規程の確認
- ⑦ 必要に応じた書類、備品の確認

### (3) 財政援助団体監査

#### ① 所管部局関係

- ア 補助金、交付金、負担金等その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続きは適正か。
- エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- オ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要はないか。

#### ② 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算書等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。また、対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

#### (4) 出資団体監査

##### ① 所管部局関係

- ア 出資の目的及び出資等の金額は妥当か。
- イ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- エ 出資等対象団体の経営成績及び財政状態を充分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- オ 財産、備品、車両の管理は良好に行われているか。

##### ② 団体関係

- ア 定款又は規約並びに経理規程等諸規定は整備されているか。
- イ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ウ 決算諸表等は作成されているか。また、事業成績、財政状態は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。
- カ 関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- キ 収支の会計経理、財産管理（固定資産、有価証券、動産等）及び資金の運用は適切か。また経費節減は図られているか。
- ク 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ケ 役員・組織は機能しているか。また、監事監査の実施状況は適切か。
- コ 金庫管理、現金、公印の管理等についての内部統制組織は機能しているか。

#### (5) 公の施設の指定管理団体監査

##### ① 所管部局関係

- ア 指定管理者に対して、条例やそれに基づく協定書等に沿って運営管理されているか。
  - a 管理する施設及び業務の内容は明確か。
  - b 指定管理者との間の経費の負担区分は明確か。
- イ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

##### ② 団体関係（指定管理者関係）

- ア 施設は関係法令（条例含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。
- エ その他、上記「(3) 財政援助団体監査」の「②団体関係」及び「(4) 出資団体監査」の「②団体関係」を準用する。

## 第4 監査の主な実施内容

地方自治法第199条第7項に規定する「財政的援助を与えているものの出納その他の事務」

の執行が、経済性、効率性、有効性及び法令遵守等に沿って適正に行われているかという観点から、財政援助団体の現金の取扱及び物品等の管理状況等について予備監査を実施したうえで、あらかじめ指定して提出を求めた関係資料に基づき、所管の長、関係職員及び財政援助団体から説明を聴取する面接監査を実施した。

## 第5 監査の期間

令和5年8月2日から令和5年11月15日まで

(予備監査は9月12日に実施。面接監査は9月26日に実施。)

## 第6 監査の結果

### I 株式会社 R e t h i n k

#### (公の施設の指定管理団体監査)

#### 1 監査の対象

名称 株式会社 R e t h i n k (以下、「R e t h i n k」という。)

代表者 代表取締役 水野 慎二

所在地 飯田市北方 3430 番地

上記団体の所管部局 建設部 維持管理課

#### 2 監査の範囲

飯田市立動物園(以下、「動物園」という。)の指定管理団体として、主として令和2年度から令和5年6月末における団体の事業全般に係る出納、その他の事務の執行状況について監査の範囲とした。

#### 3 監査の結果

R e t h i n kによる動物園の管理・運営は指定管理の趣旨に沿って実施されており、出納その他の事務の執行についてもおおむね適正におこなわれていることを認めたが、一部に是正又は改善を要する事項が認められた。今後の事業運営にあたり次の点を留意されたい。

#### 監査結果の区分

【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【指導事項】 是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの

【検討要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して  
統一的な指導を求めるもの

#### 【指摘事項】

なし

#### 【指導事項】

(1) 基本協定書第13条に規定する責任の分担における、別紙1(3)指定管理者による施設の管理運営上のリスク負担について、設置者の負担であるべき範疇の物品(動物)が指定管理者により調達されていることを認めた。設置者は基本協定を遵守すると共に、来場者や指定管理者の意見を尊重し、機動的かつ計画的に動物の新規導入や更新が行える体制を整えること。

【維持管理課】

(2) 基本協定書第10条において「指定管理者は、経理に関する規程等を定め、経理を行うこと。」、また同第27条において「指定管理者は、文書管理に関する規程等を定め、施設の管理運営を行うに当たって作成し、又は受領した文書等を適切に管理しなければならない。」と謳われているが、経理に関する規程等及び文書管理に関する規程等が作成されていないことを認めた。基本協定書を遵守し、適正な経理・文書管理を行うためにそれぞれの規程等について速やかに整備すること。

【R e t h i n k】

**【検討要望事項】**

(1) 基本協定書第 24 条 2 項に基づき実施され、設置者に報告されているアンケートにおいて、例年同様の意見が出ている事項や、改善の必要性が高い事項が散見された。設置者はこれらの意見をしっかり分析し、基本協定の責任分担の定めに従って、指定管理者と十分な協議を行い計画的に実施されたい。

【維持管理課】

(2) 指定管理者の「自己評価チェックリスト」において評価対象項目となっている避難経路について、「避難地図なし」とされている。動物園は多くの来園者が訪れる施設であり、安全安心の確保のため、避難地図の作成・表示することを検討されたい。

【維持管理課】

(3) 指定管理に関わる問題点・課題等について、設置者、指定管理者双方が意識を共有し、それぞれの立場で解決に向けた取り組みをされたい。

【維持管理課】

【R e t h i n k】

4 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づくもの）

\* 次年度の定期監査(後期)時に措置後の成果や状況の回答求める

(1) 指導事項

指導事項	措置状況
<p>① 基本協定書第 13 条に規定する責任の分担における、別紙 1 (3) 指定管理者による施設の管理運営上のリスク負担について、設置者の負担であるべき範疇の物品（動物）が指定管理者により調達されていることを認めた。設置者は基本協定を遵守すると共に、来場者や指定管理者の意見を尊重し、機動的かつ計画的に動物の新規導入や更新が行える体制を整えること。</p>	<p>① 有償の動物導入については設置者が調達していくこととし、飼育計画については指定管理者と協議を行いながら進めている。</p> <p>現在の動物導入方法については、ほとんどが他園からの貸借と交換によるものだが、有償、無償を問わず動物の導入は繁殖時期等を鑑み相手方のタイミングと合わせる必要があることから、飼育計画とおりに進めていくことは困難が伴うこともある。</p> <p>限られた期間内で動物の新規購入や更新を行うには基金のような仕組みを考える必要があると認識しており、そのような仕組みの整備を検討していく。</p> <p>【維持管理課】</p>
<p>② 基本協定書第 10 条において「指定管理者は、経理に関する規定等を定め、経理を行うこと。」また同第 27 条において「指定管理者は、文章管理に関する規定等を定め、施設の管理運営を行うに当たって作成し、又は受領した文書等を適切に管理しなければならない。」と謳われているが、経理に関する規定等及び文書管理に関する規定等が作成されていないことを認めた。基本協定書を遵守し、適正な経理・文書管理を行うためにそれぞれの規定等について速やか</p>	<p>② 令和 6 年 4 月ころを目途に、経理規定および文書管理規程が施行できるよう進めていく。</p> <p>【R e t h i n k】</p>

に整備すること。	
----------	--

(2) 検討要望事項

検討要望事項	措置状況
① 基本協定書第 24 条 2 項に基づき実施され、設置者に報告されているアンケートにおいて、例年同様の意見が出ている事項や、改善の必要性が高い事項が散見された。設置者はこれらの意見をしっかり分析し、基本協定の責任分担の定めに従って、指定管理者と十分な協議を行い計画的に実施されたい。	① アンケートや来園者の意見を共有できるよう、指定管理者と月に 1 回定期的に意見交換の場を設け、改善の必要性が高い事項について協議を行い計画的に取り組んでいく。 【維持管理課】
② 指定管理者の「自己評価チェックリスト」において評価対象項目となっている避難経路について、「避難地図なし」とされている。飯田市立動物園は多くの来園者が訪れる施設であり、安全安心の確保のため、避難地図の作成・表示することを検討されたい。	② 市の地域防災計画では扇町公園は避難地に位置付けられており、動物園は扇町公園の中にあることから避難地図の作成は不要と考えている。 有事の際は動物園下の四季の広場へ誘導するように指定管理者と共有した。 【維持管理課】
③ 指定管理に関わる問題点・課題等について、設置者、指定管理者双方が意識を共有し、それぞれの立場で解決に向けた取り組みをされたい。	③ 指定管理者と月に 1 回定期的に意見交換の場を設け、問題点や課題等を共有し、解決に向けた取り組みを検討していく。 【維持管理課】 【R e t h i n k】

5 監査対象団体の概要等

(1) 設立

① 設立年月日 平成 31 年 3 月 27 日

② 設立の目的

ア まちづくり（地域振興・地域開発等）に関する調査及び研究

イ 商店街、商店の販売促進のための共同事業等、商業振興を図るための企画、運営、指導、および情報提供

ウ 商店街振興組合、その他商店街活性化のための組織の一般事務処理、文書作成等の受託

エ 観光事業

オ 観光事業の提供並びにツアーの企画、運営

カ 広告代理店業並びに企業の広告宣伝・販売促進及びマーケティングに関する企画・制作、販売、コンサルティング

キ インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画、デザイン、制作、販売、運営、保守及び管理

ク インターネットを利用した通信販売業

ケ 喫茶店、飲食店の経営

コ 菓子、清涼飲料水、食料品、日用雑貨品、民芸品、工芸品の販売

サ 公園、動物園等の管理運営の受託

シ 公園、動物園等に関わる自然・生態系・環境教育等の研究及び学習支援

ス 公園、動物園等に関わる関係団体との協働・交流・協力

セ 小学校、幼稚園、保育園等の飼育動物の飼育補助事業



- ソ 動物飼育施設の動物飼育事業
- タ 野生動物に関する調査・研究及び情報の収集・提供事業
- チ 移動動物園の管理運営
- ツ キャンプ場の企画、運営、設計
- テ イベント、コンサート等の企画、実施、運営、管理及びチケット販売並びにそれらに関する情報提供
- ト 前各号に附帯し、または関連する一切の事業

(2) 組織の概要 (令和5年6月末日現在)

- 役員 代表取締役1人
- 職員 一般職員7人、アルバイト6人
- 委嘱 獣医師1人

(3) 指定管理

- ① Re thinkは、動物園に関する指定管理団体として、飯田市立動物園条例、飯田市立動物園の管理運営に関する基本協定書、及び同年度協定書に基づき管理運営を行っている。契約期間は令和2年4月1日からの5年間である。

- ② 指定管理に係る管理費の状況

飯田市からの指定管理に係る管理費は次のとおりである。 (単位：円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
46,700,000	46,700,000	47,000,000	48,514,000

(4) 収支決算

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
動物園受託収入		46,700,000	46,700,000	47,000,000
遊具売上		4,676,100	5,097,900	4,480,399
インセンティブ		—	300,000	0
長野県傷病鳥獣委託収入		0	97,000	97,000
雑収入 (無料汽車補てん)		6,220	0	10,200
雑収入 (コロナ休業に伴う補償金)		—	190,426	—
雑収入 (遊具不利用に対する補償金)		—	—	1,276,168
収入合計		51,382,320	52,385,326	52,863,767
人件費	給料手当	27,049,788	28,061,393	28,876,340
	法定福利費	1,839,719	2,821,154	3,266,014
	福利厚生費	601,328	617,697	295,362
事務費	広告宣伝費	10,890	383,890	44,000
	リース料	171,600	158,400	178,200
	接待交際費	405,298	426,047	112,716
実務費	車両費	136,829	98,581	137,370
	減価償却費	386,518	—	—

実務費	修繕費	201,338	460,015	472,264
	通信交通費	303,184	336,629	406,138
	水道光熱費	5,291,816	5,459,828	6,549,147
	租税公課	39,604	3,180,052	3,197,275
	保険料	668,100	647,765	698,652
	消耗品費	3,405,915	3,069,528	3,232,142
	管理諸費	1,479,530	1,696,703	1,144,961
	図書研究費	68,732	132,100	46,361
	諸会費	241,130	215,097	208,335
	飼育費	3,693,112	4,313,735	4,042,049
	医療用品費	396,070	738,143	745,500
	雑費	161,465	146,883	207,906
	法人税等	1,862,412	—	—
	支出合計	48,414,378	52,963,639	53,860,732
収支差額	2,967,942	△578,312	△996,965	

(5) 年次営業推移

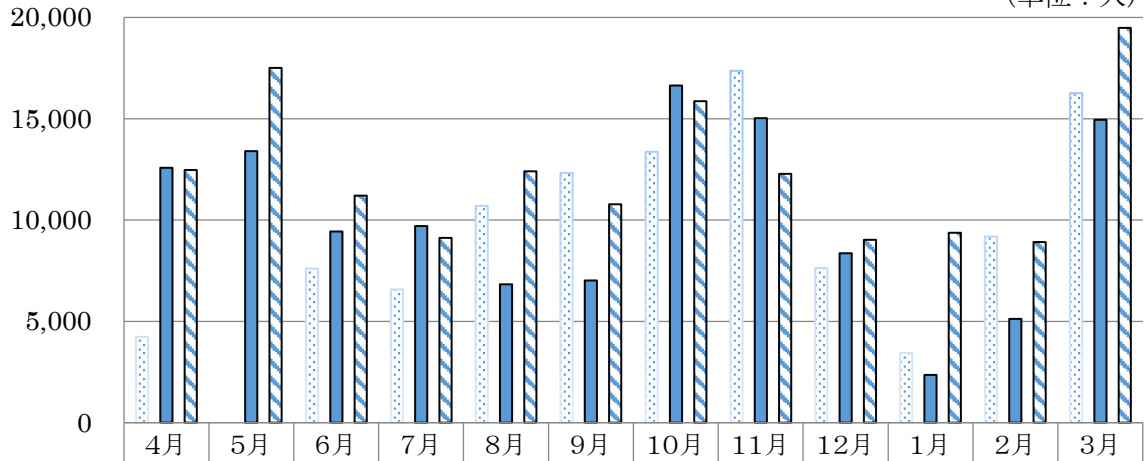
	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
年間開園日数	261		277		312	
入園者数	108,694		121,401		148,429	
団体一覧	団体数	参加者数	団体数	参加者数	団体数	参加者数
	61	2,423	71	2,617	79	2,867
遊具利用料金(円)	4,676,100		5,167,000		4,958,400	
主なイベント 実施件数	件数	参加者数	件数	参加者数	件数	参加者数
	38	5,865	51	20,691	46	19,069

(年間入園者数の推移)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	開園日数	入園者数	開園日数	入園者数	開園日数	入園者数
4月	22	4,230	26	12,575	26	12,467
5月	0	0	27	13,404	27	17,508
6月	25	7,602	25	9,430	26	11,205
7月	27	6,569	27	9,701	27	9,124
8月	27	10,702	17	6,833	28	12,405
9月	26	12,331	26	7,016	26	10,779
10月	27	13,372	27	16,638	26	15,863

1 1 月	25	17,370	24	15,029	25	12,276
1 2 月	24	7,627	24	8,359	24	9,028
1 月	13	3,442	13	2,349	25	9,380
2 月	18	9,187	14	5,123	23	8,913
3 月	27	16,262	27	14,944	29	19,481
計	261	108,694	277	121,401	312	148,429

(単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	4,230	0	7,602	6,569	10,702	12,331	13,372	17,370	7,627	3,442	9,187	16,262
令和3年度	12,575	13,404	9,430	9,701	6,833	7,016	16,638	15,029	8,359	2,349	5,123	14,944
令和4年度	12,467	17,508	11,205	9,124	12,405	10,779	15,863	12,276	9,028	9,380	8,913	19,481

## Ⅱ 公益財団法人 飯田市スポーツ協会 (財政援助団体監査、出資団体監査、公の施設の指定管理団体監査)

### 1 監査の対象

名称 公益財団法人 飯田市スポーツ協会 (以下、「スポーツ協会」という。)  
代表者 代表理事 森山 和幸  
所在地 飯田市松尾明 7443 番地  
上記団体の所管部局 教育委員会 生涯学習・スポーツ課

### 2 監査の範囲

財政援助団体、出資団体、及び「飯田市総合運動場」「飯田勤労者体育センター」「飯田市勤労青少年ホーム」の指定管理団体として、主として令和2年度から令和5年6月末における団体の事業全般に係る出納、その他の事務の執行状況について監査の範囲とした。

### 3 監査の結果

スポーツ協会の運営は、その設立目的に沿って実施されており、出納その他の事務の執行についてもおおむね適正におこなわれていることを認めたが、一部に是正又は改善を要する事項が認められた。今後の事業運営にあたり次の点を留意されたい。

#### 監査結果の区分

- |          |   |
|----------|---|
| 【指摘事項】   | 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの               |
| 【指導事項】   | 是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの                       |
| 【検討要望事項】 | 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの |

#### 【指摘事項】

なし

#### 【指導事項】

- (1) 体育館照明のLED化を行うにあたり、指定管理者が消耗品費により調達を行ったことを認めた。基本協定書第11条別紙2に定める「指定管理者による施設の管理運営上のリスク負担」において、「10万円以下の施設・設備・物品の損傷」については指定管理者の側で負担となっているが、本件のように経年劣化あるいは損傷のための修繕といえる範疇を超えており、かつ施設全体の将来にわたって効用を及ぼす投資は、設置者の施設と一体管理されるべきものである。今後同様の事例が発生した場合、いずれの負担とするか、より明確な協議をすること。

【生涯学習・スポーツ課】

- (2) 令和3年度の会計伝票において、会計伝票と添付書類の金額が相違しているもの、無関係の領収書が添付されているもののほか、振込手数料を個人が立て替えたままの案件があることを認めたため、速やかに適切な処理をするとともに、会計事務にあたっては誤りが発生しないよう細心の注意を払い、チェック体制を強化すること。

【スポーツ協会】

**【検討要望事項】**

(1) 基本協定書第 21 条 1 項及び 2 項に基づき実施され、設置者に報告されているアンケートにおいて、例年同様の意見が出ている事項や改善の必要性が高い事項が散見された。設置者はこれらの意見をしっかり分析し、基本協定の責任分担の定めに従って、指定管理者と十分な協議を行い計画的に実施されたい。

【生涯学習・スポーツ課】

(2) 会計事務における現金出納管理体制について、経理担当以外のチェックがされていないことを認めた。現金の取扱いには必ずリスクが伴うため、複数体制による確認の徹底及び現金取扱マニュアルの作成等、適正に管理できるよう仕組みの構築を検討されたい。

【スポーツ協会】

4 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づくもの）

\* 次年度の定期監査(後期)時に措置後の成果や状況の回答求める

(1) 指導事項

指導事項	措置状況
<p>① 体育館照明の LED 化を行うにあたり、指定管理者が消耗品費により調達を行ったことを認めた。基本協定書第 11 条別紙 2 に定める「指定管理者による施設の管理運営上のリスク負担」において、「10 万円以下の施設・設備・物品の損傷」については指定管理者の側で負担となっているが、本件のように経年劣化あるいは損傷のための修繕といえる範疇を超えており、かつ施設全体の将来にわたって効用を及ぼす投資は、設置者の施設と一体管理されるべきものである。今後同様の事例が発生した場合、いずれの負担とするか、より明確な協議をすること。</p>	<p>① LED 照明の設置については、ゼロカーボン対応への取組として「飯田市教育委員会施設等総合管理計画」に基づき、優先度の高い施設から計画的に進めていくものであるが、本件は、指定管理者から利用者の利便性の向上や運営経費の節減等を理由として早めに進めたいとの申し出を受け、双方で協議した結果、指定管理者の負担により実施してきたものである。</p> <p>今後、施設管理に係る事例があった場合は、基本協定書第 11 条 2 項に基づく実施を基本とし、双方で内容を十分協議して実施していくこととする。</p> <p>【生涯学習・スポーツ課】</p>
<p>② 令和 3 年度の会計伝票において、会計伝票と添付書類の金額が相違しているもの、無関係の領収書が添付されているもののほか、振込手数料を個人が立て替えたままの案件があることを認めたため、速やかに適切な処理をするとともに、会計事務にあたっては誤りが発生しないよう細心の注意を払い、チェック体制を強化すること。</p>	<p>② 伝票の不備については、関係のない領収証は破棄し、不足する納付書は作成、立替金については当時の状況を調査し適切に対応する。</p> <p>今後の確認対策としては、経理担当者は領収書・請求書・預金通帳・現金をよく確認して相違の無いよう努めるとともに、事務局長、財務担当常務理事、専務理事による複数人チェック体制として、会計伝票決裁時には決裁者各人が伝票と領収証（請求書）の金額が合致しているか必ず確認することを事業所内で申し合わせ、不備のない会計処理を行う。</p> <p>【スポーツ協会】</p>

(2) 検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>① 基本協定書第 21 条 1 項及び 2 項に基づき実施され、設置者に報告されているアンケートにおいて、例年同様の意見が出ている事項や改善の必要性が高い事項が散見された。設置者はこれらの意見をしっかり分析し、基本協定の責任分担の定めに従って、指定管理者と十分な協議を行い計画的に実施されたい。</p>	<p>① 指定管理者からのアンケート結果については報告書の提出時に確認しているが、十分協議がされていない案件もあるため、今後は、基本協定書に基づき双方で協議し、責任分担に従い修繕整備を進めていく。 【生涯学習・スポーツ課】</p>
<p>② 会計事務における現金出納管理体制について、経理担当以外のチェックがされていないことを認めた。現金の取扱いには必ずリスクが伴うため、複数体制による確認の徹底及び現金取扱マニュアルの作成等、適正に管理できるよう仕組みの構築を検討されたい。</p>	<p>② 令和 5 年 9 月に「現金取り扱いマニュアル」を作成し、事務局長による出納帳と現金の確認を月次で行う体制を構築した。 【スポーツ協会】</p>

5 監査対象団体の概要等

(1) 設立の目的

スポーツの健全なる振興と、市民の健康、体力向上及び豊かな体育文化の進展を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

- ① 各種体育大会、研修会、講習会の開催及び支援
- ② 競技並びに生涯スポーツの普及及び啓発
- ③ スポーツ医学及び科学に基づく健康・体力づくりの推進
- ④ 各種スポーツ団体への活動助成
- ⑤ 競技力向上の為に選手育成及び指導への助成
- ⑥ 青少年を主体とするスポーツ団体への活動助成
- ⑦ 優秀な成績をあげ、又はスポーツ振興に貢献した個人、団体の顕彰
- ⑧ 競技指導者及び競技役員育成、強化に対する助成
- ⑨ その他設立目的達成に必要な事業

(3) 組織の概要（令和 5 年 6 月末現在）

- ① 役員 評議員 13 人、理事 13 人（うち、代表理事 1 人、専務理事 1 人、常務理事 2 人）、監事 3 人
- ② 会長 1 人、副会長 3 人、顧問 15 人、参与 3 人（いずれも登記外の役職）
- ③ 事務局職員 4 人、飯田市総合運動場管理員 5 人、飯田勤労者体育センター及び飯田市勤労青少年ホーム監理員 5 人

(4) 飯田市からの補助金、出資金及び指定管理に係る管理経費の状況

- ① 対象補助事業（いずれも一般財源）

- ア (公財)飯田市スポーツ協会運営支援事業補助金
- イ 全市型競技別スポーツスクール運営負担金
- ウ 中央道沿線都市親善交流大会負担金

(単位：円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア 協会運営	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000
イ 全市型	1,043,436	1,169,622	1,475,815	2,783,200
ウ 中央道	40,000	11,653	97,422	200,000

※令和2～4年度は実績、令和5年度は予定。

- ② 体育協会基本財産(出資金)10,000,000円(平成6年度)

※令和2年5月に「飯田市スポーツ協会」へ名称変更

- ③ 指定管理に係る管理経費

(単位：円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
22,960,000	24,500,000	24,500,000	24,830,000

#### (5) 沿革

- 昭和5年4月1日 飯田市体育連盟設立
- 昭和24年4月1日 飯田市体育協会設立
- 昭和27年10月26日 文部大臣表彰受賞
- 昭和48年11月1日 飯田市体育協会指標制定
- 昭和49年11月25日 飯田市体育協会公認指導員制度発足
- 昭和50年 第1回中央道沿線都市親善スポーツ大会実施
- 昭和51年4月1日 体育協会内に「飯田市武道館建設推進委員会」組織
- 昭和56年 飯田市武道館着工により「飯田市武道館建設委員会」に改組
- 昭和57年3月 飯田市武道館完成
- 平成6年9月25日 財団法人飯田市体育協会設立
- 平成24年4月1日 公益財団法人飯田市体育協会設立
- 平成30年4月1日 飯田市総合運動場、飯田勤労者体育センター、飯田市勤労青少年ホームの指定管理者となる
- 令和1年6月30日 総合運動場改修(～R1.10.5)フィールド芝生植え替え(市民協力)
- 令和2年1月10日 飯田市全市型競技別スポーツスクール施行開催
- 令和2年4月15日 コロナによる閉館(～R2.5.19)
- 令和2年5月1日 公益財団法人飯田市スポーツ協会に改名
- 令和2年6月15日 コロナ対策としてのリモート設備を設置
- 令和2年9月 令和2年度全市型競技別スポーツスクール開幕
- 令和3年1月18日 コロナによる閉館(～R3.2.5)
- 令和3年4月1日 令和3～7年の指定管理基本協定の締結
- 令和3年4月2日 2020東京オリンピック聖火リレー開催
- 令和3年6月9日 体育センター照明のLED化工事実施
- 令和3年8月20日 コロナによる閉館(～3.9.12)
- 令和3年9月 令和3年度全市型競技別スポーツスクール開幕
- 令和4年1月11日 コロナによる閉館(～R4.3.6)
- 令和4年8月4日 夏季早朝開場(総合運動場)熱中症対策開始
- 令和4年9月 令和4年度全市型競技別スポーツスクール開幕

(6) 令和4年度事業の概要

① 普及・啓発事業

ア スポーツイベント

a 飯田市スポーツ協会主催イベント

- ・第7回みなみ信州駅伝・ロードレース大会（12月4日／参加者608人）
- ・SONPOボールゲームフェスタ2022（10月8日／参加者111人）

b 飯田市との連携事業

- ・第36回飯田やまびこマーチ（4月23・24日／参加者817人）
- ・第42回中央道沿線都市親善スポーツ大会（10月9・16・23日／参加者計425人）
- ・第38回信州飯田60歳以上ソフトボール大会（9月17・18日／参加40チーム）
- ・第68回風越登山マラソン大会（10月23日／258人）

イ 情報発信

- a スポーツいいだ第59号、60号の発行
- b ホームページの運営、更新。twitter利用開始

ウ 競技力向上事業

a バドミントン講習会（12月11日／参加者60人）

エ 飯田市全市型競技別スポーツスクール（11種目／182日開催／のべ参加者1,483人）

オ スポーツ施設整備要望（18施設／29件）

② 各種大会等の支援事業

ア 各種大会の共催、後援（共催数54件、後援数23件）

イ 第42回中央道沿線都市親善スポーツ大会（会場確保、広報及び諸経費支援）

③ 加盟競技団体への助成事業

ア 加盟競技団体、飯田市スポーツ少年団への助成金交付

- a スポーツ大会（19団体／55件／参加者13,315人）
- b 講習会・教室・特別事業（16団体／70件／のべ参加者94,005人）

イ 指導者資格取得助成金交付（対象者1人）

④ 顕彰事業

ア 第72回国民体育大会出場選手の壮行会の開催（選手12人、監督等5人）

イ 規程に該当する個人・団体を対象とした表彰（個人功労表彰1人、団体勲功表彰1チーム、個人勲功者表彰3人）

⑤ 指定管理事業

ア 指定管理施設の稼働状況

施設名	のべ利用者数	前年比
総合運動場	38,420人	110%
勤労者体育センター	23,401人	135%
勤労青少年ホーム	2,457人	44%
合計	64,278人	110%

イ 利用促進施策

- a 合宿の受け入れ（総合運動場／2回／105人、第1体育館／2回／12人・13チーム）
- b 夏季早朝開場（総合運動場／8月4～19日／中・高陸上部／290人）
- c パブリックビューイング（第2体育館／2回／170人）
- d 幼稚園・保育園・小学校への開放（総合運動場、第1体育館）

ウ 飯田市勤労青少年ホーム

- a 前期教養講座（4講座／24回／のべ参加者95人）
- b 特別教養講座（3講座／3回／参加者17人）



c 利用者体験会（1回／参加者31人）

d 南信州子ども応援プラットフォーム事業参加（10回）南信州地域振興局主催

⑥ 各専門委員会活動

総務財務専門委員会、スポーツ振興専門委員会、競技力向上専門委員会

(7) 正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	令和4年度	令和3年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	9,800	13,000	△3,200
事業収益			
受取分担金	880,000	880,000	0
受取補助金等	35,696,815	33,269,622	2,427,193
受取負担金	3,861,647	2,722,316	1,139,331
受取寄付金	2,170,000	1,400,000	770,000
雑収益	900	40,780	△39,880
事業収益計	42,609,362	38,312,718	4,296,644
雑収益			
受取利息	154	98	56
雑収益	200,880	240,452	△39,572
雑収益計	201,034	240,550	△39,516
経常収益計	42,820,196	38,566,268	4,253,928
(2) 経常費用			
事業費			
給与手当	11,164,801	11,843,616	△678,815
賞与	730,350	0	730,350
福利厚生費	1,311,827	1,180,330	131,497
旅費交通費	599,158	289,500	309,658
通信運搬費	448,504	379,942	68,562
消耗什器備品費	165,000	0	165,000
消耗品費	3,389,684	5,214,324	△1,824,640
修繕費	423,636	993,126	△569,490
印刷製本費	1,258,235	416,631	841,604
燃料費	152,462	190,334	△37,872
光熱水料費	1,697,743	1,456,074	241,669
賃借料	320,786	180,466	140,320
保険料	623,678	610,730	12,948
諸謝金	1,872,013	1,498,800	373,213
租税公課	1,049,300	803,200	246,100
支払助成金	3,158,900	3,349,000	△190,100
寄付金	10,000	0	10,000
委託費	9,437,068	8,262,354	1,174,714
庁舎使用料	144,540	144,540	0

雑費	1,551,109	707,726	843,383
事業費計	39,508,794	37,520,693	1,988,101
管理費			0
給料手当	628,050	692,945	△64,895
賞与	47,250	0	47,250
福利厚生費	106,299	101,768	4,531
会議費	317,910	162,082	155,828
交際費	0	5,000	△5,000
旅費交通費	12,000	9,000	3,000
通信運搬費	4,796	3,960	836
消耗品費	213,400	567,985	△354,585
印刷製本費	83,781	105,380	△21,599
賃借料	11,684	10,894	790
諸謝金	561,440	556,804	4,636
租税公課	40,512	8,000	32,512
支払負担金	60,000	60,000	0
支払利息	50,353	0	50,353
庁舎使用料	16,060	16,060	0
雑費	40,380	100,696	△60,316
管理費計	2,193,915	2,400,574	△206,659
経常費用計	41,702,709	39,921,267	1,781,442
当期経常増減額	1,117,487	△1,354,999	2,472,486
2. 経常外増減の部			0
当期一般正味財産増減額	1,117,487	△1,354,999	2,472,486
一般正味財産期首残高	45,934,706	47,289,705	△1,354,999
一般正味財産期末残高	47,052,193	45,934,706	1,117,487
II 正味財産期末残高	47,052,193	45,934,706	1,117,487

(8) 年次営業推移

(単位：円)

項目	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
経常収益	41,187,789	40,577,654	38,295,058	38,556,268	42,820,196
経常費用	41,605,231	39,987,436	37,456,239	39,921,267	41,702,709
正味財産増減額	△417,443	590,218	838,819	△1,354,999	1,117,487
正味財産期末残高	45,862,668	46,450,886	47,289,705	45,934,706	47,052,193

## (9) 貸借対照表

(単位：円)

科目	令和4年度	令和3年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,805,572	2,357,224	1,448,348
未収金	8,399,000	6,165,295	2,233,705
仮払金	47,990	20,000	27,990
流動資産合計	12,252,562	8,542,519	3,710,043
2. 固定資産			0
(1) 基本財産			0
定期預金	40,000,000	40,000,000	0
基本財産合計	40,000,000	40,000,000	0
(2) 特定資産			0
南信州アリーナ等建設準備積立金	2,500,050	2,000,050	500,000
特定資産合計	2,500,050	2,000,050	500,000
(3) その他固定資産			0
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	42,500,050	42,000,050	500,000
資産合計	54,752,612	50,542,569	4,210,043
II 負債の部			0
1. 流動負債			0
未払金	4,658,445	3,826,004	832,441
短期借入金	2,000,000	0	2,000,000
預り金	74,624	117,159	△42,535
前受金	290,650	318,700	△28,050
未払消費税等	676,700	346,000	330,700
流動負債合計	7,700,419	4,607,863	3,092,556
2. 固定負債			0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	7,700,419	4,607,863	3,092,556
III 正味財産の部			0
1. 指定正味財産			0
2. 一般正味財産	47,052,193	45,934,706	1,117,487
正味財産の部合計	47,052,193	45,934,706	1,117,487
負債及び正味財産合計	54,752,612	50,542,569	4,210,043